

第13回 姫路市都市景観賞 応募用紙

応募者	フリガナ	
	氏名	
	住所	
	連絡先	TEL ()
応募対象の概要	募集部門	応募対象に○をしてください 建造物部門 ・ 広告物部門 ・ 景観まちづくり活動部門
	対象名称	
	所在地	姫路市 (詳細な所在地が分からなければ、周囲の目印になるものを記載するか、地図を記入・添付するなどして下さい。)
	応募(推薦)の理由	
写真	(※写真は可能な限り添付してください。(L判サイズ程度))	

第13回 姫路市

募集

都市景観賞

募集期間

令和6年4月15日(月) から 5月31日(金)



姫路市まちづくり指導課 (都市景観指導室)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL: 079-221-2541 FAX: 079-221-2757

姫路市都市景観賞 募集要領

1. 趣旨

姫路市では、市民や事業者の皆さんと協働し、愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまちづくりを進めています。

地域の良好な景観形成に寄与する建築物・工作物・広告物や活動を応募・推薦していただき、優秀なものを表彰し、広く紹介することにより、市民や事業者の皆さんの都市景観形成に関する意識の高揚を図ることを目的とします。

2. 募集部門

建築物部門

市内にある建築物（※1）で次のいずれかに該当するもの

- ・デザインや外観に工夫があり、周辺の景観及びまちなみと調和し、地域の景観形成に寄与しているもの
- ・地域の景観をリードし、市民が誇りにするようなシンボリックなもの
（※1：住宅、商業施設などの建築物及び橋梁、煙突などの工作物）

広告物部門

市内にある広告物（※2）で次に該当するもの

- ・デザインや材料等に工夫があり、設置する建築物や周辺の景観及びまちなみと調和し、地域の景観形成に寄与しているもの
（※2：屋上、壁面、突出広告物、独立して設置されている建植広告物など（簡易広告物を除く））

景観まちづくり活動部門

次のような景観形成に寄与する活動

- ・景観に配慮したまちなみをつくる活動
- ・植栽等によるうるおいあるまちなみをつくる活動
- ・景観に対する意識の高揚・醸成に貢献する活動

※過去に本市都市景観賞を受けたものは対象外です。

3. 募集条件

建築物部門・ 広告物部門について

- ・原則として、新築、増築、改築、修繕等の完了後おおむね6年以内のものとなります。
- ・関係法令等、所定の手続きを完了したものとします。

景観まちづくり 活動部門について

- ・長年にわたって、継続して活動を行っているものとします。

4. 募集期間

令和6年4月15日（月）から 令和6年5月31日（金）（必着）

5. 応募方法

持参または 郵送での応募

応募用紙に必要事項を記入のうえ、まちづくり指導課へ持参するか郵送してください。

応募フォーム から応募

こちらからご応募ください。→

（応募には『姫路市オンライン手続きポータルサイト』のアカウントの登録が必要になります。）
（添付ファイルは合計10MBまでとしてください。）



応募フォーム

X エックス Instagram インスタグラム からの応募

- ひめじ景観まちづくり(@himeji_keikan)をフォローしてください。
- ハッシュタグ『第13回姫路市都市景観賞応募』と投稿してください。
- 投稿の際に、応募部門、応募案件の所在地を記入し、応募案件の写真を忘れないようお願いします。
- 右記にあるSNSによる応募の注意事項を読んだ上で応募してください。



注意事項

応募全体に関する注意事項

- どなたでも何件でも応募できますが、応募用紙1枚につき1件の応募としてください。
- X、Instagramの場合も、1投稿につき1件の応募となるよう投稿してください。
- 応募いただいた案件について、こちらから電話、メール、SNSのダイレクトメッセージ機能を用いてご連絡する場合があります。

6. 審査方法、発表

- ・姫路市都市景観賞選考会議で審査し決定します。
- ・審査結果は、令和6年10月上旬に市のホームページなどにより公表します。

7. 表彰（予定）

表彰式 令和6年11月

表彰者 施主、設計者、施工者、管理・運営団体等

8. 主催 姫路市

9. 受付先・問い合わせ先

姫路市まちづくり指導課（都市景観指導室）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL：079-221-2541 FAX：079-221-2757
E-mail：keikan-oubo@city.himeji.lg.jp



都市景観賞HP